

「これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務」 業務仕様書

1 業務名

これまでの人口減少対策に関する効果的なモニタリング調査及び分析等業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務の目的と概要

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、活力ある社会を維持していくことを目指し、平成26年（2014年）に基本理念や国などの責務等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。その後、平成31年（2019年）に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和4年（2022年）に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定した。

これを受け、札幌市では、5か年計画として、平成28年（2016年）に「さっぽろ未来創生プラン」（以下「第1期計画」という。）、令和2年（2020年）に「第2期さっぽろ未来創生プラン」（以下「第2期計画」という。）を策定し、人口減少対策に資する取組を進めてきた。

第2期計画の期間が満了することから、切れ目のない人口減少緩和に取り組むため、合計特殊出生率の上昇など自然増加に向けた取組を引き続き推進・強化していくこととし、「質の高い雇用創出と魅力的な都市づくり」「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」に加え、新たに「若い世代へ向けたアプローチの強化」を柱として掲げた「第3期さっぽろ未来創生プラン」（以下「プラン」という。）を令和7年3月に策定した。

このように、札幌市では、人口減少緩和に資する取組を進めてきたが、2021年をピークとして人口減少局面に入るとともに、合計特殊出生率は右肩下がりであり、その数値は政令指定都市の中でも低位に位置し、令和5年は0.96と過去最低という非常に厳しい状況にある。このほか、札幌市は道内各市町村からの転入により社会増加を続けているが、20代の道外への転出超過数は依然として2,000人を超えている状況にあり、若い世代の道外への流出が続いている。

今後の効果的な施策の推進に当たっては、これまでの人口減少対策に資する施策について、ある施策がどのような分野や属性に対してどういった効果を示しているのかといった調査・分析を行い、札幌市の強みとして伸ばすべき部分や施策のあり方を見直す部分を明確化することで、今後の効果的な施策の構築につなげていくことが重要である。これら調査・分析に当たっては、現在の市民等のニーズや行政課題の把握は元より、国における同様の調査や札幌市が過去に実施した調査との比較を行うことで、地域特性や経年変化（子育てに係る費用等）等も的

確に捉えることにより、より確度の高い調査・分析を行う必要がある。

本業務は、これまでの札幌市における人口減少対策に資する取組の効果的なモニタリングのための各種調査を実施し、その調査結果を分析したうえで、今後の効果的な施策の在り方を検討・構築するための基礎資料を作成するものである。

4 業務内容

【業務一覧】

(1) さっぽろ未来創生プラン（第1、第2期）の人口減少対策に関する施策の分析
(2) 子育てにかかる費用の経年変化の整理・分析
(3) アンケート調査の実施・分析（4パターン）
(4) インタビュー調査の実施・分析
(5) さっぽろ未来創生プランの検証と期待される人口減少対策に関する施策の方向性
(6) さっぽろ未来創生プランの検証及び若者・女性の意見を踏まえた人口減少対策に関する施策の方向性

(1) さっぽろ未来創生プラン（第1、第2期）の人口減少対策に関する施策の分析

札幌市の人口減少対策におけるこれまでの10年間の取組について、事業ごとの活動指標や成果指標の整理及び年度ごとのプラン上のKPI達成状況等の整理を行う。

ア 数値目標の整理

数値目標である「合計特殊出生率」及び「20～29歳の道外への転出超過数」について、21都市や年代構成比率が類似する自治体の状況（20～29歳の道外への転出超過数については、都府県外への転出とする。）などから考える札幌市との違いや要因を整理すること。

イ 事業ごとの活動指標や成果指標の整理

プランに掲載されている各事業の活動指標や成果指標を委託者より提供するため、検討に適したフォーマットで整理すること。

ウ 年度ごとのプランのKPIの達成度の整理

プランのKPIの達成度を委託者より提供するため、検討に適したフォーマットで整理すること。

エ その他必要と考えられる事項の調査

アからウのほか、必要に応じ、方向性及び取組を検討するうえで必要な調査を行うこと。

(2) 子育てにかかる費用の経年変化の整理・分析

ア 子育てにかかる費用の経年変化の整理

札幌市における子育て支援策を検討するうえでの基礎資料とするため、子育て

てに係る費用（児童手当等の歳入的な要素も含む）について、１０年前から現在までの経年変化を整理すること。

イ 子育て費用の分析

アで整理した子育て費用の経年変化を用い、１０年前と現在の子育て費用について、世帯属性等によるペルソナにおける子育て費用を算出し、１０年前と現在の経済的負担の分析を行うこと。分析に当たっては、可処分所得の算出も併せて行うこと。

(3) アンケート調査の実施・分析

(1) 及び (2) では見えてこない部分を深堀調査するべく、アンケート調査を実施すること。

ア 人口減少対策に関する深堀調査

調査対象は、１０年前に結婚・出産適齢期であった札幌市内在住者とする。

属性は、次の７属性を基本とするが、効果的な分析に資する属性の追加は妨げない。①独身→既婚/②独身→既婚出産/③独身→既婚複数子/④独身→独身/⑤既婚→既婚/⑥既婚→既婚出産/⑦既婚→既婚複数子

イ 子育てに係る費用に関する深堀調査

調査対象は、札幌市内在住の０歳～高校３年生（１８歳）の子がいる子育て世帯とする。

属性は、次の３項目を基本とするが、効果的な分析に資する属性の追加は妨げない。①労働形態（正規/非正規等）、②共働き/専業主婦（夫）、③複数子/非複数子

ウ 人口減少対策に関する深堀調査（若い世代）

調査対象は、札幌市内在住の若い世代（１８歳から２９歳）とする。

属性は、次の３項目を基本とするが、効果的な分析に資する属性の追加は妨げない。①労働形態（学生含む）、②独身/既婚、③複数子/非複数子

エ 人口減少対策に関する深堀調査（女性）

調査対象は、札幌市内在住の女性とする。

属性は、次の３項目を基本とするが、効果的な分析に資する属性の追加は妨げない。①労働形態（学生含む）、②独身/既婚、③複数子/非複数子

オ 共通

(ア) 必要サンプル数は、統計上根拠のある回収数を提案することとし、年代のほか、居住区や属性に偏りが生じないように配慮すること。

(イ) アンケート設問については、業務の目的が十分に達成されるよう、委託者と十分協議のうえ作成すること。

(ウ) アンケートの手法は、WEB（札幌市公式SNSアカウントによる発信を含

む) や郵送等の手法は問わない。

(エ) 対象の属性に合致している者については、分岐を設ける等により、同じ者が回答してもよいものとする。

カ 中間報告

全てのアンケートを取り終えた後、ある程度意見の内容が分かる程度にまとめたものとする。

(4) インタビュー調査の実施・分析

(3) -アの人口減少対策に関する深堀調査について、アンケート調査では見えてこない部分を深堀調査するため、インタビュー調査を実施する。インタビューの実施に当たっては、対象者の率直な意見を引き出せるよう工夫すること。

ア インタビュー対象

10年前に結婚・出産適齢期であった札幌市内在住者のうち、10年の間に次の7属性(①独身→既婚/②独身→既婚出産/③独身→既婚複数子/④独身→独身/⑤既婚→既婚/⑥既婚→既婚出産/⑦既婚→既婚複数子)に該当する男女を想定。

イ インタビュー内容の記録及び報告書の作成

グループごとのインタビュー内容を記録のうえ、報告書等にまとめることとし、グループごとの内容を整理・要約した上で、インタビュー結果から導き出される考え方や傾向についての分析をすること。

(5) さっぽろ未来創生プランの検証と期待される人口減少対策に関する施策の方向性

(1)～(4)((3)-ウ及びエを除く)を踏まえ、プランに位置付けられた事業によるアウトカム(KPIからは見えてこない事業効果)の検証を行い、属性(年代や未婚・既婚の別等)ごとに適切なペルソナの設定及び分析、ペルソナ毎の人口減少対策の方向性の検討を行うこと。今後の札幌市における人口減少対策の取組を構築するための資料となることから、分析結果の裏付けなどが明確となっている等、根拠のある内容とすること。

併せて、21都市や(1)で整理した自治体の成功事例等(合計特殊出生率を改善させた取組等)の取組と札幌市の取組を比較し、札幌市の改善点や不足する点、改善に向けた課題点等を整理すること。

なお、アウトカムの検証や人口減少対策の方向性の検討の際には、第三者を対象としたヒアリング調査により、本市の地域特性を踏まえた課題、指標等を把握し、整理すること。調査対象の第三者は最低2者以上とし、選定にあたっては、受託者によって候補者を選定後、委託者と協議のうえで決定すること。

(6) さっぽろ未来創生プランの検証及び若者・女性の意見を踏まえた人口減少対策に関する施策の方向性

(5) の検証や分析、札幌市における今後の人口減少対策の方向性について、(3)-ウ及びエのアンケート調査結果を用い、若い世代及び女性の意見を反映させた方向性を検討すること。

(5)と同様に、第三者を対象としたヒアリング調査により、本市の地域特性を踏まえた課題、指標等を把握し、整理すること。調査対象の第三者は最低2者以上とし、選定にあたっては、受託者によって候補者を選定後、委託者と協議のうえで決定すること。

5 調査報告書の作成

4 (1) ～ (6) の内容を項目ごとに整理した内容のほか、国立社会保障・人口問題研究所が公表した第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）や過去（平成27年及び平成30年）に本市が実施した同様の調査（下記参照）との比較を行ったものについても、図表を使用しながら視覚的に分かりやすい形で調査報告書を作成すること。

特に、今回の調査結果から得られた札幌市の特徴や傾向について、重点的に分析を行うこと。

※第16回出生動向基本調査

https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/doukou16_gaiyo.asp

※本市の過去調査については以下ホームページに記載

【平成27年】 <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/chosa.html>

【平成30年】 <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/2nd/chosa.html>

【令和5年】 <https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/3rd/kakusyutyosa.html>

6 提出成果物

本調査にかかる各種成果物については、下記のとおり納品すること。

名称	数量	提出時期	備考
集計用個票データ	—	令和7年12月頃	Excel データで納品
単純集計表及びクロス集計表	—	令和8年1月頃	Excel データで納品
各グループの発言記録データ	—	令和8年1月頃	当日録音した音声データ及び文字に起こしたExcel データで納品
調査報告書 (概要版)	—	令和8年2月頃	PowerPoint や Word 等の可変データ及び4 MB 程度に圧縮した PDF データで納品

調査報告書	—	令和8年3月頃	PowerPoint や Word 等の可変データ及び可能な限り圧縮した PDF データで納品 集計表及び図表については、Excel データも納品
調査報告書 (概要版)	10 部	同上	印刷して紙で納品
調査報告書	10 部	同上	印刷して紙で納品

※成果物については、委託者の承認を得るまで校正を受けること。

8 業務完了報告

報告書が完成次第、調査報告書（概要版）等を用いて、委託者担当部局の職員に説明・報告すること。

9 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。

(6) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

11 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階南側

札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（担当：志田）

電話：011-211-2192 FAX：011-218-5109

E-mail：miraisousei@city.sapporo.jp